



テーマについて

EU(欧州連合)の機構

欧州議会について

リスボン条約

欧州障害者戦略

障害者の移動支援とインクルージョンに 関するINI報告





- 1952年以降、多くの条約が政治問題のみならず 経済・社会問題におけるヨーロッパ全体の協調を 実現させてきた
- 1992年(マーストリヒト条約)以降、 我々はこの協調体制をヨーロッパ連合と呼んでいる
- 現在: EUは一つの政府間協力体制でもあり、 ヨーロッパ諸国の拘束力ある統合体でもある
- EU加盟国は27カ国、アイスランドとクロアチアが 加盟しようとしている

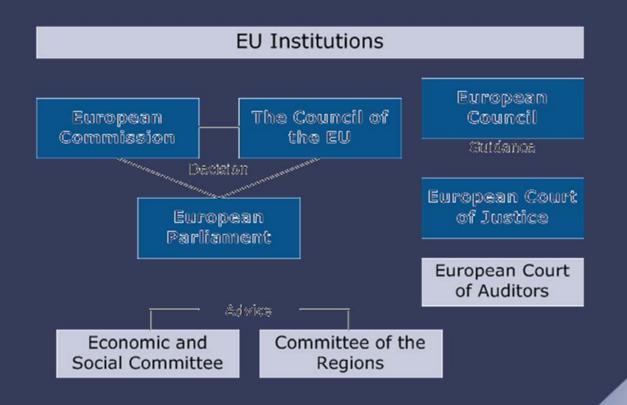


EUの諸機関について

- 欧州委員会
- 欧州理事会(Council of Europe=欧州評議会ではない!)
- 欧州議会
- 欧州司法裁判所
- 欧州会計監査院



EUの諸機関(略図)





欧州議会(EP)について

- 736名の議員が5年毎に普通選挙で選出され、政治会派ごとに着席する
- 加盟国別議席数の例:ドイツ99、イタリア73、 ポーランド54、ギリシャ24、スロバキア14、ハンガリー22
- 政治グループ

EPP(欧州人民党グループ)(265)

S&D(社会民主進歩同盟グループ)(184)

ALDE(欧州自由民主同盟グループ)(84)

Greens-EFA(欧州緑グループ·欧州自由連盟)(55)

ECR(欧州保守改革グループ)(54)

EUL-NGL(欧州統一左派·北方緑の左派同盟グループ)(35)

EFD(自由と民主主義のヨーロッパ)(32)

Non-Inscrits(無所属)(27)



欧州議会の22の委員会

予算 予算管理 経済·通貨 <u>雇用·社会問題</u>

環境·公衆衛生·食品安全 産業·研究·エネルギー 域内市場·消費者保護 運輸·観光 地域開発 農業・農村開発 漁業 文化・教育 法務 市民の自由・司法・内務 憲法問題 女性の権利・ジェンダー平等 陳情 外交

- 人権(小委員会)
- 安全保障·防衛(小委員会) 開発 国際貿易











欧州議会に何ができるか?

- 共同決定
- イニシアチブ
- EU予算と欧州委員会の承認
- 欧州委員会に対する政治的監視、欧州理事会との政治協力

http://www.europarl.europa.eu



共同決定手続き





私たちにとってなぜ欧州議会が重要か?

- EUの法律制定に携わることができる
- 多くの人々の関心と新たな交流が得られる
- 欧州委員会の活動の増大
- 障害のある人の権利に関する国連条約(障害者権利条約)の採択の促進

政治的メッセージ「私たちのことを私たち抜きに決めないで」

欧州議会が既に法的に行ったことは?

- 1988年と1998年 手話に関する2つの決議(前述)
- 1995年 障害者の人権に関する決議
- 1996年「障害者の権利」に関する決議
- 1997年 障害のある人のための機会均等に関する決議
- 2003年6月23日 障害のある人の権利と尊厳を促進・ 保護するための法的拘束力のある文書の実現に向けて の決議
- 障害のある労働者に言及しているEU2020戦略に関する 決議



2000年のEU立法における大きな前進

雇用と職業における均等待遇のための一般的枠組みの確立

- 2000/78/EC指令(条約に基づいているが、雇用関連分野に限定)
 - 昇進も含む就労活動もしくは自営活動へのアクセス条件
 - 職業訓練
 - 雇用条件と労働条件(賃金や解雇も含む)
 - 使用者団体、労働者組合もしくは特定の職業の従事者を 会員とする他のいかなる組織への加入及び関与
 - 指令は、直接的差別(ある一定の特質に基づいた異なる待遇) および間接的差別(表面上は明確でないが1人もしくは複数の個人に悪影響を与えるような、あるいは差別をあおるような条件・規準・慣行)の双方と闘うことを目指している。 敵対的環境を生み出すハラスメントも差別とみなされる。 障害のある人のための均等待遇の原則を保証するために合理的配慮がなされなければならないが、これは不当な困難を伴わない場合に限る



2009年12月1日以降 ヨーロッパに新たな連合が出現

- リスボン条約によって 組織レベルでの新たな状況と 協調体制が生まれた
- ・欧州連合基本権憲章はすべての ヨーロッパ市民にとって新たな 出発点であり、基本的かつ重要な 価値観のよりどころである





基本権憲章について

第11条

表現と情報の自由

- 1. 全ての人は表現の自由の権利を有している。この権利には公的権力に干渉されることなく、 また国境にかかわりなく意見を持ち、情報や考えを受け取り与える自由を含むものとする
- 2. メディアの自由と多様性は尊重されるものとする

第21条

差別禁止

性別、人種、肌の色、民族的あるいは社会的出身、遺伝的特徴、言語、宗教あるいは信条、 政治的あるいは他のいかなる意見、国内の少数派への所属、財産、出自、障害、年齢、 性的指向などいかなる理由に基づくいかなる差別も禁止するものとする

第26条

障害のある人の統合

欧州連合は障害のある人々がその独立、社会的・職業的統合、コミュニティ生活への参加を確保するために立案された措置から恩恵を享受する権利を認め、尊重する



国連障害者権利条約全般的に何を述べているか?

第8条一意識向上

- 1. 締約国は、次のための即時的、効果的かつ適切な措置をとることを約束する。
- a) 障害のある人の置かれた状況に対する*社会全体(家族を含む。)の意識の* **向上、**並びに障害のある人の権利と尊厳に対する尊重の促進

そのための措置には以下が含まれる

- b) **すべての段階の教育制度、**特に幼年期からのすべての子どもの教育制度 において、障害のある人の権利を尊重する態度を促進すること。
- d) 障害のある人及びその権利に対する*意識を向上させるための訓練計画を 促進すること*

日本語訳

川島聡=長瀬修 仮訳(2008年5月30日付)より引用



国連条約はアクセシビリティ (利用可能性)についてどう述べているか?

第9条ーアクセシビリティ

- 2. 締約国は、また、次のことのために適切な措置をとる。
- e) 公衆に開かれた建物その他の施設[設備]のアクセシビリティを容易にするためのライブ・アシスタンス[人又は動物による支援]及び媒介者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳者を含む。)のサービスを提供すること。

さらに教育、スポーツ、余暇などに関する条項がある・・・

日本語訳 川島聡=長瀬修 仮訳(2008年5月30日付)より引用



国連条約は情報へのアクセスについて どう述べているか?

第21条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス

b) 障害のある人が、その公的な活動において手話、点字、拡大代替[補助代替]コミュニケーションならびに自ら選択する他すべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること。

第2条 定義:「言語」とは音声言語及び手話 その他の形態の非音声言語をいう

日本語訳

川島聡=長瀬修 仮訳(2008年5月30日付)より引用



新たな欧州障害者戦略(EDS)

- 2010年11月15日 採択
- 補足である
- 2015年までの行動プログラムを採択
- 加盟各国の能力に基づく



EDSの目標について

• 8つの優先事項:

```
アクセシビリティ
参加
平等
雇用
教育と訓練,
社会的保護
医療
対外的行動
```

• 2011~2012年に欧州アクセシビリティ法



第5の優先事項ー教育と訓練

- 障害のある人の教育レベルと機会についての 知識を高める
- 「Youth on the move(躍進する若者)」イニシアチブの枠 組み内の目標である包括的で質の高い教育と訓練に 向 けた政策展開を支援する
- 「生涯学習プログラム」と「Youth in Action(青少年行動 計画)」に対する障害のある人の参加を強化して、 障害のある人の移動を増進させる



障害者の移動支援と インクルージョンに関するINI報告 1

- 公民権と人権
- データ収集および利害関係者との協議の重要性
- 人口動態の変化とバリアフリー環境
- 自由な移動とバリアフリー・サービス
- 機会均等
- 障害者への投資
- ライフスタイル
- 貧困との戦い



障害者の移動支援と インクルージョンに関するINI報告 2

幾つかの新たな画期的目標

- 障害のある人の社会への統合をさらに促進する新たな治療法の研究の重要性を 強く主張する
- 欧州委員会と加盟諸国に対し、障害者の権利を保証し、また家庭生活に 影響する技術習得の手順やサービス等に関して知識が深められるよう、とりわけ 日常的な問題に関する実用情報へのアクセスを提供して障害者の生活の質を向 上させる措置をとることを求める
- 欧州委員会に対し、視覚障害者が行う商取引への支援に必要な措置を取るよう要請する
- 欧州委員会に対し、盲人や重度視覚障害者のための個々に 合わせた衛星ナビ ゲーション・サービスを実現する取り組みの強化を求める
- 欧州委員会と欧州理事会に対し、障害のある人が著作権の分野 にアクセスしやすいよう改善を求める
- 欧州委員会に対し、視覚障害者を念頭においた調査を準備し、産業用・ 家庭用製品のデジタル表示装置(インターフェース)および盲人のための代替的、 同等の情報ソリューションを分析するよう求める
- 加盟各国と欧州委員会に対し、手話を加盟各国内で公用語として 承認するよう求める: 加盟諸国はそのため2010年11月19日の ブリュッセル宣言に従い、そうした承認の実現に向けて努力すべきであると 強調する

総合的結論

- 欧州議会議員は欧州雇用戦略および関連する 旗艦イニシアチブであるEU2020に重点を 置くべきである
- 欧州議会議員は、障害のある人に特に考慮して 「国家改革プログラム」に関する協議に 従うことができる
- 欧州議会議員は、革新的な世界で必要な技能を 持たない障害者がグローバリゼーションで こうむる不利益について配慮すべきである
- 「欧州社会基金」及び「欧州地域開発基金」プログラムの取り組み及び今後のあり方について更に注視すべきである



孤立するか協力するか?

特に手話が認められない場合、利害関係者と各政府との間の コミュニケーション障害をいかに解決するか?

協力関係における課題は

- 利害関係者たちの利害の違い
- 特に財源や人材に関してパートナー同士の能力がまちまちである
- 専門家や学者へのアクセスが均等でない

答えは明確である: *協力するのみ*!

障害のある人たちの大多数は自らの権利を守ることが できないでいる





ご清聴ありがとうございました!